

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
(登録申請書等)	(登録申請書等)
第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業登録申請書(様式第1号)によるものとする。	第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業登録申請書(様式第1号)によるものとする。
2 条例 <u>第4条第2項第6号</u> の規定による書類又は図面は、次の各号に掲げるとおりとする。	2 条例 <u>第4条第2項第4号</u> の規定による書類又は図面は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 浄化槽管理士免状の写し	(1) 浄化槽管理士免状の写し
(2) 個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書類	(2) 個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書類
(3) 法人にあつては、登記事項証明書	(3) 法人にあつては、登記事項証明書
(4) 人格のない社団又は財団にあつては、規約又はこれに代わる書類	(4) 人格のない社団又は財団にあつては、規約又はこれに代わる書類
(5) 条例第10条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者にあつては、その事由を記載した書類	(5) 条例第10条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者にあつては、その事由を記載した書類
(6) 営業所の所在地を示す地図	(6) 営業所の所在地を示す地図
(変更の届出)	(変更の届出)
第4条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業営業区域変更届出書(様式第2号)によるものとする。	第4条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業営業区域変更届出書(様式第2号)によるものとする。
2 前項の届出書には、条例 <u>第4条第2項第5号</u> に規定する書類を添付しなければならない。	2 前項の届出書には、条例 <u>第4条第2項第3号</u> に規定する書類を添付しなければならない。
第5条 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業変更届出書(様式第3号)によるものとする。	第5条 条例第7条第2項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業変更届出書(様式第3号)によるものとする。
2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。	2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
(1) 条例第4条第1項第1号に規定する事項の変更 第2条第2項第2号又は第3号に規定する書類	(1) 条例第4条第1項第1号に規定する事項の変更 第2条第2項第2号又は第3号に規定する書類
(2) 条例第4条第1項第2号に規定する事項の変更(営業所を設置した場合に限る。) 条例第4条第2項第2号に規定する書類及び第2条第2項第6号に規定する図面	(2) 条例第4条第1項第2号に規定する事項の変更(営業所を設置した場合に限る。) 条例第4条第2項第2号に規定する書類及び第2条第2項第6号に規定する図面
(3) 条例第4条第1項第4号に規定する事項の変更(新たに浄化槽管理士を置いた場合に限る。) 第2条第2項第1号に規定する書類及び変更の日から起算して5年を経過する日までに知事が指定する研修を受講する計画を記載した書類又は変更の日以前5年間に知事が指定する研修を受講したことを証する書類	(3) 条例第4条第1項第4号に規定する事項の変更(新たに浄化槽管理士を置いた場合に限る。) 第2条第2項第1号に規定する書類

新	旧
<p>(4) 条例第4条第1項第5号に規定する事項の変更 条例第4条第2項第1号に規定する書類及び第2条第2項第3号に規定する書類 (標識)</p> <p>第9条 条例<u>第13条</u>の規定による標識は、浄化槽保守点検業者標識（様式第5号）によるものとする。 (帳簿)</p> <p>第10条 条例<u>第14条</u>の規定による帳簿に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保守点検を受託している浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所 (2) 保守点検を受託している浄化槽の設置場所及び処理能力、処理方式等設備の概要 (3) 保守点検の記録及び保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名 (4) 保守点検の結果清掃が必要であると認めたときの浄化槽の管理者及び浄化槽清掃業者への通知の状況 <p>2 前項各号に掲げる事項が電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて表示されるときは、当該記録をもつて条例<u>第14条</u>の規定による帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、条例<u>第14条</u>に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項に規定するファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。 (身分証明書)</p> <p>第11条 条例<u>第16条第3項</u>の規定による身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。</p>	<p>(4) 条例第4条第1項第5号に規定する事項の変更 条例第4条第2項第1号に規定する書類及び第2条第2項第3号に規定する書類 (標識)</p> <p>第9条 条例<u>第12条</u>の規定による標識は、浄化槽保守点検業者標識（様式第5号）によるものとする。 (帳簿)</p> <p>第10条 条例<u>第13条</u>の規定による帳簿に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保守点検を受託している浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所 (2) 保守点検を受託している浄化槽の設置場所及び処理能力、処理方式等設備の概要 (3) 保守点検の記録及び保守点検を行い又は監督した浄化槽管理士の氏名 (4) 保守点検の結果清掃が必要であると認めたときの浄化槽の管理者及び浄化槽清掃業者への通知の状況 <p>2 前項各号に掲げる事項が電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて表示されるときは、当該記録をもつて条例<u>第13条</u>の規定による帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、条例<u>第13条</u>に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項に規定するファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間保存しなければならない。 (身分証明書)</p> <p>第11条 条例<u>第15条第3項</u>の規定による身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。</p>